

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【公開番号】特開2018-151319(P2018-151319A)

【公開日】平成30年9月27日(2018.9.27)

【年通号数】公開・登録公報2018-037

【出願番号】特願2017-49011(P2017-49011)

【国際特許分類】

G 01 N 15/14 (2006.01)

G 01 N 37/00 (2006.01)

B 01 J 19/00 (2006.01)

【F I】

G 01 N 15/14 A

G 01 N 37/00 1 0 1

B 01 J 19/00 3 2 1

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月24日(2020.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液体が通流する流路と、

該流路を通流する前記液体を外部に吐出する吐出部と、  
を少なくとも備え、

前記流路及び前記吐出部は、積層された基板層に形成され、

前記吐出部は、前記基板層の片側の層にのみ形成されているマイクロチップ。

【請求項2】

前記吐出部を吐出方向から正面視した際の形状が、前記基板層に対して垂直方向に左右対称な多角形である、請求項1に記載のマイクロチップ。

【請求項3】

前記形状は、三角形、四角形、及び六角形からなる群より選ばれるいずれか一つである、請求項2に記載のマイクロチップ。

【請求項4】

前記吐出部を構成する一辺の長さは、50 μm ~ 300 μmである、請求項2又は3に記載のマイクロチップ。

【請求項5】

前記流路は、該流路を通流するサンプルを光学的に検出する検出エリアを更に有し、  
前記検出エリアから前記吐出部までの流路深さは、一定である、請求項1から4のいずれか一項に記載のマイクロチップ。

【請求項6】

前記流路は、前記検出エリアに連接するテーパ部を更に有する、請求項5に記載のマイクロチップ。

【請求項7】

前記吐出部に連通し、前記吐出部から吐出される液滴を空間的に覆う空洞を更に備える、請求項1から6のいずれか一項に記載のマイクロチップ。

**【請求項 8】**

前記吐出部から前記空洞の端までの長さは、0.2mm以上である、請求項7に記載のマイクロチップ。

**【請求項 9】**

微小粒子の測定に用いられる、請求項1から8のいずれか一項に記載のマイクロチップ。

。

**【請求項 10】**

請求項1から9のいずれか一項に記載のマイクロチップが搭載された微小粒子測定装置

。